

福保総第1794号

## 裁 決 書

審査請求人

[Redacted Name and Address]

処分庁

北杜市福祉事務所長

審査請求人が平成30年4月19日に提起した処分庁が行った生活保護法による保護停止及び保護廃止に関する処分（以下「本件処分」という。）（事件番号：[Redacted]）について、次のとおり裁決する。

### 主 文

本件審査請求のうち、生活保護を廃止した処分を取り消し、その余の部分棄却する。

### 事 案 の 概 要

#### 1 審査請求人の[Redacted]の障害年金

- (1) 平成26年11月4日、処分庁は、生活保護法（以下「法」という。）第4条第2項に基づき、審査請求人に対し審査請求人の[Redacted]の障害年金の受給申請手続きについて協力を要請した。
- (2) 平成27年2月19日、処分庁は、審査請求人に障害年金請求手続きの進捗状況を確認したところ、年金証書が送られてきたとのことから、障害年金の入金後は処分庁に収入申告をするよう伝えた。
- (3) 平成27年3月20日、同6月29日、同7月17日、同8月20日、同9月17日、処分庁は審査請求人に対し障害年金の支給について確認したが、まだ支給されていないとの回答を受けた。
- (4) 平成27年10月28日、処分庁は、日本年金機構[Redacted]年金事務所に、法第29条に基づく調査を依頼した。
- (5) 平成27年11月9日、処分庁は、日本年金機構[Redacted]年金事務所から、直近の支給は平成27年10月15日、支給金額は130,016円とする回答書を受領した。

- (6) 平成27年12月7日、処分庁は、審査請求人に対し、法第29条に基づく調査の結果、障害年金が支払われている事実を伝えたが、審査請求人は否定した。
- (7) 平成27年12月18日、処分庁は、障害年金の入金先である[ ]銀行[ ]支店及び保護費の入金先である[ ]銀行[ ]支店に法第29条に基づく調査を依頼した。
- (8) 平成28年1月4日、処分庁は、[ ]銀行[ ]課からの回答書を受領し、平成27年3月13日から平成27年10月15日までに、計776,448円の障害年金が振り込まれていること及び引き出されていることを確認した。
- (9) 平成28年1月5日、処分庁は、ケース診断会議を開催し、審査請求人に対して、障害年金の収入申告及び申告義務違反についての釈明を平成28年1月13日までに求めるとする指導指示を行うことを決定し、口頭指導に代わる文書を内容証明郵便により審査請求人に送付した。
- (10) 平成28年1月14日、報告期日とした平成28年1月13日までに審査請求人による障害年金収入の申告及び申告義務違反の釈明が行われなかったため、処分庁は、法第27条に基づき文書による指導を行うことを決定し、内容証明郵便により審査請求人に発送した。
- (11) 平成28年1月20日、文書指導の報告期日である平成28年1月20日までに審査請求人による障害年金収入の申告及び申告義務違反の釈明が行われなかったため、法第62条第3項の規定により保護の停止を行うことを決定し、保護の停止に先立ち、法第62条第4項の規定に基づき、審査請求人に対し弁明の機会を付与する弁明通知書を平成28年1月21日に郵送した。
- (12) 平成28年1月27日、処分庁は、来所した審査請求人から障害年金の収入申告書を受領し、2月分保護費より収入認定を行った。
- (13) 平成28年3月7日、処分庁は、審査請求人に対し「生活保護法第61条に基づく収入の申告について（確認）」を読み上げ、審査請求人は署名捺印を行い処分庁に提出した。これまでの障害年金収入については、法第78条に基づく費用徴収となることを伝え、審査請求人は毎月1万円を返還することを約束し、処分庁は審査請求人から「生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書」の提出を受けた。

## 2 求職活動を行わないことによる自動車の処分指導

- (1) 平成29年11月24日、処分庁は、審査請求人の収入申告書より9月に5千円の就労収入があるものの、10月が0円、11月については20日まで0円であることから、ケース診断会議を開催し、審査請求人に対し求職活動を行うよう法第27条第1項に基づき口頭指導に代わる文書を通知することを決定した。
- (2) 平成29年12月7日、処分庁は、審査請求人に対し、法第27条第1項に基づき口頭指導に代わる文書を読み上げ、交付した。
- (3) 平成30年1月12日、処分庁は、法第27条に基づき指導指示の履行状況を審査請求人に確認したところ、指示事項1「月4回以上、就労支援員の面接等の支援を受ける」、指示事項2「月2回以上、公共職業安定所で職業相談等を受ける」、指示事項3「原則週1回以上、求人先への応募を行う又は求人先の面接を受ける」の3つの指示事項について、いずれも十分な履行されていなかった。

- (4) 平成30年1月15日、処分庁は、ケース診断会議を開催し、法第27条に基づき、求職活動を行うよう文書による指導指示を行うことを決定し、審査請求人宅を訪問したが、不在であったため、求職活動についての文書指導、自動車保有についての否認通知、自動車の処分について口頭指導に代わる文書を、審査請求人宅のポスト（以下「ポスト」という。）に投函した。
- (5) 平成30年1月22日、処分庁は、自動車の処分を指示する法第27条第1項による指導指示書を手交付するため、審査請求人宅を訪問したが、不在のためポストに投函した。
- (6) 平成30年1月26日、処分庁は、ケース診断会議を開催し、自動車の処分について法第27条第1項に基づく文書指導を行うことを決定し、審査請求人宅を訪問し、法第27条第1項に基づく指導指示書を読み上げて手交付した。
- (7) 平成30年2月2日、処分庁は、文書指導により目標を達成することができなかったことから、審査請求人宅を訪問し審査請求人の[ ]に弁明通知書を手交付するとともに、別途特定記録郵便で発送した。
- (8) 平成30年2月8日、審査請求人は、処分庁にて弁明を行った。
- (9) 平成30年2月26日、処分庁は、ケース診断会議を開催した。審査請求人からは「車がないと仕事ができない。今後も処分するつもりはない。車がないと何もできない。草刈りと造園の仕事は時期になれば何件か仕事はある。仕事をする気もあつたがきるならきって構わない。」との弁明があつたが、過去3ヶ月の収入申告は5千円のみであり、自動車の維持が審査請求人の生活を圧迫していること、採用が内定した仕事も1日も就労することなく断っていることから、審査請求人の弁明が指導指示に従わない事に対する正当な理由とはならないため、平成30年2月28日付けで審査請求人の保護を停止すること及び法第27条第1項に基づき自動車の処分を行うよう文書による指導を行うことを決定し、平成30年2月28日、審査請求人に対し保護停止決定通知書及び法第27条第1項に基づく指導指示書を読み上げ手交付した。

### 3 保険金収入の未申告

- (1) 平成30年2月15日、処分庁は、審査請求人に就労収入等の入金がないか法第29条による調査を金融機関に依頼した結果、翌16日、[ ]銀行[ ]支店から回答があり、処分庁は、審査請求人名義の口座に平成28年3月22日に[ ]から217,833円の入金があつたこと、同入金については当時の収入申告書に報告がないことを確認した。
- (2) 平成30年2月22日、処分庁は、審査請求人が障害年金収入の未申告により不正受給を行った経過があることから、収入申告を必ずすることを求める法第27条に基づく指導指示書を手交付し、直ちに未申告の収入を報告するよう求めたが、審査請求人は未申告の収入はないと回答した。
- (3) 平成30年2月26日、処分庁は、ケース診断会議を開催し、審査請求人に対し法第27条に基づき文書指導を行うことを決定し、平成30年2月28日、未申告の収入について申告するよう法第27条第1項に基づく指導指示書を読み上げ手交付した。
- (4) 平成30年3月1日、処分庁は、ケース診断会議を開催し、審査請求人が指導指示に従わないことから、平成30年3月2日をもって審査請求人の保護を廃止すること、また、審査請求人に未申告の保険金収入217,833円について、法第78条に基づく徴収決定し、審査請求人に

処分庁への来所を求めたところ、平成30年3月6日に審査請求人が来所することとなった。  
(5) 平成30年3月8日、処分庁は、来所した審査請求人に未申告の保険金収入について確認を行うと、審査請求人は保険金収入の事実を認めた。処分庁は、審査請求人に対し法第78条に基づく費用徴収についての通知及び納付書を手交付し、保護廃止決定通知書を読み上げ手交付し、審査請求人から受領書を受け取った。

平成30年4月19日、審査請求人は、山梨県知事に対し、本件処分の取り消しを求める審査請求をした。

### 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張

3年前から審査請求人の[ ]の障害年金問題で、生活保護費から障害年金を引かれている状態であり、今もトラブルになっている。

処分庁から自動車の処分を求められ、「処分すれば仕事もできない、仕事をするので車を使う。」と弁明したにも関わらず、生活保護の停止及び廃止が決定された。

処分庁は、生活保護の停止や廃止がされれば審査請求人が生活をできないことをわかっていながら、生活保護の停止及び廃止処分を短期間に急に行ったことは納得できないので保護停止及び保護廃止処分の取り消しを求める。

#### 2 処分庁の主張

(1) 事業用自動車の保有条件については、「生活保護手帳 P209 厚生労働省社会・援護局長通知 3 事業用品」に基づき判断すると、現に最低生活の維持のために利用しているものであるか、おおむね1年以内に利用することにより世帯の収入の増加に著しく貢献するようなものがある。審査請求人より提出された平成29年1月から平成30年1月の収入申告額の合計は4万円であり、就労収入が自動車の維持費を大きく上回っていると判断することができず、自動車を維持することで審査請求人世帯の生活を圧迫していると考えられる。

処分庁が、自動車を維持するために求職活動を行うよう指示したこと、審査請求人が就職活動を行わなかったことにより自動車の処分指導を行ったことについて、処分庁が下した判断は正しいと考える。

(2) 審査請求人が指導指示に従わなかったことにより、「平成18年3月30日付社援保発0330001号 厚生労働省社会・援護局保護課長通知「生活保護行政を適正に運営する手引きについて」(以下、「保護課長通知」という。) II 指導指示から保護の停廃止に至るまでの対応」に基づき保護の停止を決定した後、審査請求人の保険金収入未申告が判明したため、「保護課長通知 III 保護受給中に収入未申告等があった場合の対応」に基づき口頭による収入申告指示、文書による収入申告指示を行い、「保護の実施要領 厚生労働省社会・援護局保護課長通知 間(第11-1) 指導指示に従わない場合の取扱い 答3-(1) 及び(2)」に基づ

き保護の廃止を決定した。保険金収入についても、審査請求人は、保険金収入が入る2週間前に審査請求人の[ ]の障害年金の不正受給について納付誓約及び法第61条に基づく収入の申告について確認書を署名捺印により提出していることから、収入申告の義務について十分理解していたものとする。

- (3) 以上のとおり本件処分は、処分庁において生活保護法及び生活保護法に基づく通知等に従い適正に処分を決定しているため、本件審査請求について棄却とする裁決を求める。

## 理 由

### 1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）

保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができ（法第27条第1項）、被保護者は、これに従わなければならない義務がある（法第62条第1項）。そして、保護の実施機関は、被保護者がその義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止することができる（法第62条第3項）が、保護の実施機関の権限は、生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号。以下「省令」という。）第19条により、保護の実施機関が法第27条第1項に基づき書面により行った指導又は指示に被保護者が従わなかった場合でなければ行使できない。

また、法第61条は、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届けなければならない。」と規定している。

- (2) 生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）

被保護者の資産保有の限度及び資産活用の具体的取扱いは、局長通知第3の3において以下のように規定されている。

#### 3 事業用品

次のいずれにも該当するものは、保有を認めること。ただし、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるものは、この限りではない。

(1) 事業用設備、事業用機器器具、商品、家畜であつて、営業種目、地理的条件等から判断して、これらの物の保有が当該地域の低所得世帯との均衡を失することにならないと認められる程度のものであること。

(2) 当該世帯の世帯員が現に最低生活維持のために利用しているものであるか、又はおおむね1年以内（事業用設備については3年以内）に利用することにより世帯の収入増加に著しく貢献するようなもの。

保護の実施機関が保護受給中の被保護者に対し、法第27条第1項による指導指示を行う場

合とは、局長通知第11の2の(1)において以下のように規定されている。

- ア 傷病その他の理由により離職し、又は就職していなかった者が傷病の回復等により就労(そのために必要な訓練等につくことを含む。)を可能とするに至ったとき。
- イ 義務教育の終了又は傷病者の介護もしくは乳児等の養育にあたることを要しなくなったため就労が可能となったとき。
- ウ 現に就労の機会を得ていながら、本人の稼働能力、同種の就労者の収入状況等からみて、十分な収入を得ているものとは認めがたいとき。
- エ 内職等により少額かつ不安定な収入を得ている者について、健康状態の回復、世帯の事情の改善等により転職等が可能なとき。
- オ 就労中であった者が労働争議参加等のため現に就労収入を得ていないとき。
- カ アからオまでに掲げる場合のほか、資産、扶養、他法他施策による措置等の活用を怠り、又は忌避していると認められるとき。
- キ 次官通知第8の1による収入に関する申告及び局長通知第3による資産に関する申告を行わないとき。
- ク 世帯の変動等に関する法第61条の届出の義務を怠り、このため保護の決定実施が困難になり、又は困難になるおそれがあるとき。
- ケ 主治医の意見に基づき、入院、転院又は退院が必要であると認められるとき。
- コ 施設に入所させ、又は退所させる必要があると認められるとき。
- サ 施設入所者が施設の管理規程に従わないため、施設運営上困難を生じている旨当該施設長から届出があったとき。
- シ キからサまでに掲げる場合のほか最低生活の維持向上又は健康の保持等に努めていない等被保護者としての義務を怠っていると認められるとき。
- ス その他、保護の目的を達成するため、又は保護の決定実施を行うため、特に必要があると認められるとき。

また、法第27条による指導指示は、口頭により直接被保護者に対して行うことを原則とし、これにより目的を達せられなかったとき、または目的を達せられないと認められるとき及びその他の事由で口頭によりがたいときは文書による指導指示を行い、被保護者が文書による指導指示に従わなかったときは、必要に応じて法第62条により所定の手続を経たうえで当該世帯又は当該被保護者に対する保護の変更、停止又は廃止を行うこと(第11の2の(4))と規定されている。

(3) 生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)

被保護者が法第27条の規定による書面による指導指示に従わない場合の取扱いについては、課長通知第11の問1の答において、必要性が認められる場合に法第62条の規定による所定の手続を経たうえで保護の変更、停止又は廃止を行うこと及び当該要保護者の状況によりなお効果が期待される場合はこれらの処分を行うに先立ち再度、法第27条により書面による指導指示を行なうことが規定されている。また、保護の変更、停止又は廃止のいずれを適用する

かの基準については、以下のように規定されている。

- 1 当該指導指示の内容が比較的軽微な場合は、その実情に応じて適当と認められる限度で保護の変更を行うこと。
- 2 1によることが適当でない場合は保護を停止することとし、当該被保護者が指導指示に従ったとき、又は事情の変更により指導指示を必要とした事由がなくなったときは、停止を解除すること。なお、保護を停止した後においても引き続き指導指示に従わないでいる場合には、さらに書面による指導指示を行うこととし、これによってもなお従わない場合は、法第62条の規定により所定の手続を経たうえ、保護を廃止すること。
- 3 2の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は保護を廃止すること。
  - (1) 最近1年以内において当該指導指示違反のほか、文書による指導指示に対する違反、立入調査拒否若しくは検診命令違反があったとき。
  - (2) 法第78条により費用徴収の対象となるべき事実について以後改めるよう指導指示したにもかかわらず、これに従わなかったとき。
  - (3) 保護の停止を行なうことによって当該指導指示に従わせることが著しく困難であると認められるとき。なお、1から3に掲げる保護の変更、停止又は廃止は、当該処分を行うことを実際に決定した日から適用することを原則とするが、あらかじめ履行の期限を定めて指導指示を行った場合にはその指定期限の翌日まで遡及して適用して差しつかえない。

- (4) 生活保護行政を適正に運営するための手引について（平成18年3月30日社援保 発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知、以下「手引」という。）

保護の実施機関による被保護者に対する指導指示から保護の停廃止に至るまでの具体的な対応については、手引のⅡにおいて以下のように規定されている。

#### 1 法第27条による指導指示

##### (1) 口頭による指導

ア 生活上の義務、届出義務及び能力活用等に関して、定期的に助言指導を行ってもその履行が十分でなく、法第27条による指導指示が必要である場合には、援助方針、ケース記録、挙証資料、指導の経過等を踏まえ、組織として対応を協議する。

イ その結果、法第27条による指導指示が必要とされた場合は、具体的に指導指示を行い、それに対する本人の意見、対応状況等をケース記録に詳細に整理、記録する。

ウ 指導指示は、長期的に漫然と行わず、具体的に指導指示の内容、期間等を明示して行う。

エ 法第27条による指導指示は、口頭により直接当該被保護者（これによりがたい場合は、当該世帯主）に対して行うことを原則とする。

##### (2) 文書による指導

一定期間、口頭による指導指示を行ったにもかかわらず、目的が達成されなかったとき、又は達成されないと認められるときに文書による指導指示を行う。

ア 文書での指導指示や保護の変更、停止又は廃止等が将来的に必要なと判断される場合は、口頭による指導指示の方法に準じ、ケース診断会議等に諮り、組織として、指

指導指示の理由、内容、時期等を検討しケース援助の全般を含めた具体的な方針を決定する。

イ 文書による指導指示は、指導指示書により、指導指示を行う理由、内容、対象等を分かりやすく、具体的に記載する。また必要に応じて、過去の指導状況を勘案しつつ、個別ケースに即して適切な履行期限を定める。

ウ 指導指示書には、法的根拠を明示し、指導指示に従わないとき（履行期限を定めた場合は、その期限までに履行されないとき）は、保護の変更、停止又は保護が廃止されることがある旨を記載する。

エ 指導指示書は、当該被保護者に読み聞かせる等十分に説明したうえ手交し、受取証に署名等をさせる（手交の際、担当ケースワーカーだけでなく査察指導員が同席することが望ましい）。これによりがたい場合には、内容証明し郵送により行う。

オ 文書による指導指示後も、その履行状況の把握、必要な助言指導等を行いケース記録にその状況を記載する。

## 2 保護の変更、停止又は廃止

文書による指示を行っても正当な理由なく文書指示に従わない場合には、さらにケース診断会議に諮る等組織的に十分検討のうえ、弁明の機会を与える等法第62条第4項による所定の手続を経たうえで保護の変更、停止又は廃止の処分決定を行う。

- (1) 予め当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知し、弁明の機会を与える必要がある。
- (2) 指導指示に従わないことに対して正当な理由がない場合、又は、正当な理由がなく指定場所に来所しない場合は、保護の変更、停止又は廃止の処分決定を行う。
- (3) 処分は、理由をわかり易く明記したうえで書面により通知する（この場合でも、不服申立て等を行うことができる旨を記載する）。なお、指導指示に従わないことを理由として保護を廃止された者が、廃止後間もなく再度保護申請を行った場合においては、保護廃止に至った理由が解消されていない場合は、保護の要件を満たさないものとして、申請を却下して差し支えない。

## 3 稼働能力のある者に対する指導指示（略）

## 4 履行期限を定めた指導指示

- (1) 指導指示を行う場合には、口頭、文書を問わず、長期的に漫然と行わず、指導指示の内容、履行期限等を具体的に明示して行うことが重要となる。
- (2) 履行期限を定めた場合においては、履行期限が到来するまでの間、本人による履行の努力を求めるだけでなく、保護の実施機関においても積極的な援助と効果的な指導を行うことが求められる。例えば、就労に関して適職がないこと等を理由に稼働しない者に対して指導指示を行った場合には、求職活動状況・収入申告書を提出させたうえで、公共職業安定所等における求職活動や求職登録等を行わせる等自立に向けた取組を求めるだけでなく、保護の実施機関としても、公共職業安定所等への同行訪問を適宜行う等求職活動を支援するとともに、就労に関する自立支援プログラムへの参加の勧奨、生業費、技能修得費、その他他施策の活用など具体的な支援について検討していくこととなる。

- (3) 口頭指導による指導指示に十分対応していないと判断される場合には、さらに組織として対応を協議し、必要に応じて、個別ケースに即して適切な履行期限を定め、法第27条に基づく文書による指導指示を行う。
- (4) 指導指示書には、法的根拠を明示し、履行期限までに履行されないときは、保護の変更、停止又は保護が廃止されることがある旨を記載する。この場合においても、保護の実施機関は被保護者に対し、指導指示内容の履行状況について報告を求めるだけでなく、具体的な援助や効果的な指導を行うことが求められる。
- (5) 文書による指示を行っても正当な理由なく文書指示に従わない場合には、さらにケース診断会議に諮る等組織的に十分検討を行ったうえで、弁明の機会を与える等法第62条第4項による所定の手続きを経て保護の変更、停止又は廃止を行う。特に履行期限を定め、その期限までに指導指示内容が履行されなかったことを理由として保護の停廃止を検討する場合には、単に期限が到来したことだけをもって判断するのではなく、期限までの間の指導指示に対する被保護者への取組状況や保護の実施機関における援助状況を十分に検討することが必要である。

また、保護受給中に収入未申告等があった場合の対応については、手引のⅢにおいて以下のように規定されている。

- 1 基本的な考え方 (略)
- 2 就労収入等の収入未申告等が疑われる場合の対応

(1) ~ (3) 略

(4) 本人に対する事実確認

…収入未申告等の事実が確認できた場合には、本人に対し、収入申告書の提出及び申告義務違反についての釈明に関しての指示を行う。口頭指導による履行期限を過ぎても収入申告書が提出されない場合には、文書による収入申告指示（指示に従わない場合には、法第62条第3項により、保護の停廃止等の措置をとることになる旨を附記する）を行う。なお、就労先が判明していない場合や、就労先調査等によっては、収入未申告等に事実が確認できない場合には、本人から事情聴取するとともに収入申告書の提出を求める。

(5) 本人に対する事実確認に当たっての留意事項

収入未申告等が疑われる被保護者に対する事実確認については、当該者との信頼関係が損なわれないよう十分配慮する必要があることから、原則として、その事実が客観的な資料により概ね確認された時点で、これらの資料を根拠として示しつつ行う。

また、客観的資料により収入未申告等の手段が極めて悪質であることが明らかとなっている場合や過去に同様の不正受給を行ったことがある場合等には、不正受給に関する事実の確認という目的を明らかにすることにより、逆に真実の説明が得られず、また不正受給を挙証する資料が隠蔽されるなどのおそれがある。この場合には、定期的な就労状況報告を求める等の形式により、本人があくまでも事実を申告しないかどうか確認しておくことも必要である。このような対応により、事後の法第78条の適用や刑事告発の必要性を判断する際に必要な不正生の認識やこれを隠蔽する意図等の有無が確認されることにもなると考えられる。

## 2 本件処分の前提となる指導指示についての考察

本件審査請求の争点は、処分庁において法第27条第1項に基づき文書により行った指導指示に対し、審査請求人がこれに従わなかったことを理由に、処分庁が法第62条第3項に基づき保護を停止及び廃止したことに違法又は不当な点はないか、という点にあるので、本件処分の前提となった指導指示について以下検討する。

### (1) 就労についての指導指示について

平成29年12月7日及び平成30年1月15日付け指導指示書に記載された指導指示事項は、

- ① 月4回以上、就労支援員の面接等の支援を受ける。
  - ② 月2回以上、公共職業安定所で職業相談等を受ける。
  - ③ 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける。
- の3点である。

これらの指導指示事項の根拠となる事実は、平成29年8月21日から平成29年11月20日までの間における審査請求人の就労収入が、稼働能力があるにもかかわらず5千円しかないことであり、その事実の処分根拠としての妥当性は評価できる。また、手続的な瑕疵も認められない。

### (2) 保有する自動車の処分についての指導指示について

平成30年1月22日付け及び同月26日付けの指導指示書に記載された指導指示事項は、

- ① あなたが所有する「XXXXXXXXXX」の軽自動車を処分することを指示します。
- ② 軽自動車を処分した証明書（自動車検査証返納証明書）を北杜市福祉事務所に提出してください。
- ③ 自動車の処分にあたっては、最低生活の維持に活用するため有利な方法にて売却を行い、自動車の売却代金、保険の解約金について北杜市福祉事務所に報告してください。

の3点である。

また、自動車を廃車した証明書の提出期限は、平成30年1月22日付け指導指示書においては、同月26日午前11時、同月26日付け指導指示書においては、同年2月2日午前11時としている。

これらの指導指示事項の根拠となる事実として、上記(1)に示した、処分庁が審査請求人に求めた指導事項の内容を満たす求職活動を審査請求人は実施していないこと、また、平成29年1月から平成30年1月までの収入申告額が合計4万円しかないこと等から、処分庁が上記理由1(2)局長通知 3事業用品 に該当しないと判断し、自動車の処分を求めることとした決定の妥当性は評価できる。

しかしながら、自動車を廃車した証明書の提出については、短期間での履行を求めていることから、どのような根拠で当該期間を決定したのか、また、保護の実施機関は被保護者に対し、指導指示内容の履行に向け具体的な援助や効果的な指導を行う必要があるが、どのような対応がなされたのか明確にされておらず、適切な対応であったか否かは判断し兼ねる。

### (3) 収入の未申告についての指導指示について

平成30年2月28日付けの指導指示書に記載された事項は、未申告の収入について収入申告書を提出するよう指示したものである。

この指導指示事項の根拠となる事実は、平成28年3月18日に、[redacted]株式会社から審査請求人に支払われた交通事故の対人賠償金について、処分庁が法第29条に基づく調査により平成30年2月21日に捕捉したことによるが、処分庁は、審査請求人が、法第61条に基づく収入申告についての確認書類へ署名押印していることから、収入申告の義務を十分理解しているものと考え、また、審査請求人が以前、[redacted]の障害年金収入の無申告により、保護費の不正受給を行った経過があることから、今回については、捕捉した収入の事実を明示せず、収入申告を適正に行うよう指導したと説明している。これに対し、審査請求人が未申告収入はないとし、収入期間の記載の無い収入申告書の提出を行ったものである。

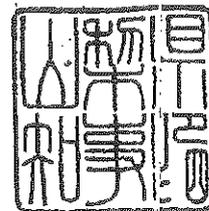
処分庁が申告書の提出を求める収入は、保険金として平成28年3月18日に一回のみ支払われたものであり継続性はなく、審査請求人が、保険会社の話から、収入を申告する必要はないものだと思っていたと主張していることを考慮すると、指導指示を記した文書については不足があり、客観的・合理的な根拠や理由を十分備えているとは言い難いものと認められる。

また、法第27条の指導指示は行政手続法に規定する行政指導等に該当するため、同法第35条第1項の規定により、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならず、上記理由1(4)に引用した手引にも記述されているとおり、指導指示を行う理由、内容、対象等は分かりやすく具体的に記載されなければならないが、本件指導指示書においては、「未申告の収入について収入申告書を提出するよう指示します」と記されているのみで、遵守すべき事項及び理由について具体的に明記されておらず、処分の名宛人が指導指示の理由、内容、対象等を容易に理解できる程度の具体性を備えているとは言えず、行政手続上の瑕疵があるものと言わざるを得ない。

### 3 本件処分について

審査請求人の場合、処分庁職員から再三にわたり指導を受けているにもかかわらず、指導指示違反行為が繰り返されており、その規範意識の希薄さは否定できず、審査請求人側の問題性も決して小さくはない。

しかしながら、本件においては、保護廃止処分的前提となる指導指示の態様、内容等に前述のとおりの問題があること、また、審査請求人から提出された収入申告書に、収入期間の記載が無いにもかかわらず、提出の際に不備を是正させるなど適切な対応を取ったとはいえないことを勘案すると、処分庁が審査請求人に対し、保護廃止処分を行ったことは、保護の実施機関に与えられた裁量の範囲を逸脱又は濫用したものと言え、本件保護廃止処分は違法又は不当と言わざるを得ない。

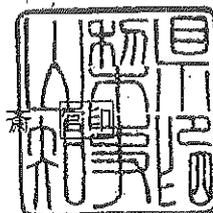


#### 4 結 論

以上のとおり、本件審査請求のうち、生活保護廃止処分の取り消しを求める部分については理由があり、その余の部分は理由がないことから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成30年8月8日

審査庁 山梨県知事 後藤



#### 教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山梨県を被告として（訴訟において山梨県を代表する者は山梨県知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。  
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
- 3 上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。